HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民事判例研究
Author(s)	濱口, 弘太郎
Citation	北大法学論集, 67(5), 328[159]-300[187]
Issue Date	2017-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64404
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no5_12.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

判例研究

民事判例研究

濱口弘太郎

1　不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の支給を受けるなどした場合に、上記の遺族補償年金との間で損益相殺的な調整を行うべき損害

2　不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権を取得した相続人が労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の支給を受けるなどしたとして損益相殺的な調整をするに当たって、損害が塡補されたと評価すべき時期

最高裁判所平成27年３月４日大法廷判決（平成24（受）第1478号、損害賠償請求事件、上告棄却）

民集69巻２号178頁、裁時1623号１頁、判タ1414号140頁、判時2264号46頁、金判1466号24頁、金法2022号94頁、労判1114号６頁、労経速2247号９頁

〔参照条文〕

１、２につき、民法709条、労働者災害補償保険法16条

２につき、民法412条

【事実】

訴外Ａ（昭和55年生まれ、死亡時25歳）は、平成15年にＹ社に入社し、システムエンジニアとして勤務していた。Ａは、長時間の時間外労働や配置転換に伴う業務内容の変化等の業務に起因する心理的負荷の蓄積により、精神障害（鬱病及び解離性とん走）を発症し、病的な心理状態の下で、平成18年９月15日、さいたま市に所在する自宅を出た後、無断欠勤をして京都市に赴き、鴨川の河川敷のベンチでウイスキー等を過度に摂取する行動に及び、そのため、翌16日

午前０時頃、死亡した。

Ａの相続人は、その父母である、X1とX2（以下、「Ｘら」という。）のみである。Ｘらは、Ａの死亡は、Ｙの従業員がＡに対する安全配慮義務を怠ったことによるものであるとして、不法行為（使用者責任）等を理由に、Ｙに対して損害賠償を請求したところ、１審及び２審は、Ｙの責任を認めた。

１審及び２審は、Ａの死亡による損害を、Ａの逸失利益4915万8583円及び慰謝料1800万円、Ｘらの固有の慰謝料各200万円並びにX1が支出した葬儀費用150万円の合計7265万8583円と認定した。Ａの逸失利益及び慰謝料は、Ｘらが、２分の１ずつ相続した。また、２審は、原告側について、３割の過失割合を認めて過失相殺を行った（なお、１審は、原告側の過失割合を２割としている。）。これらを考慮すると、過失相殺後の損害は、X1について、死亡逸失利益1720万円5504円、慰謝料770万円（固有の慰謝料を含む。X2について同じ。）、葬儀費用105万円、X2について、死亡逸失利益1720万円5504円、慰謝料770万円となる。

一方、X1は、平成19年10月16日、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく葬祭料として68万9760円の支給を受けた。また、事実審口頭弁論終結時（平成24年２月９日）までに、労災保険法に基づく遺族補償年金として、X1は合計868万9883円、X2は合計151万6517円の支給を受け、または、支給を受けることが確定していた。

損害賠償と労災保険法に基づく給付の関係について、１審（東京地判平成23年３月７日民集69巻２号192頁）は、労災保険法に基づく給付を、まず遅延損害金に充当し、残額について損害元本に充当した。しかし、２審（東京高判平成24年３月22日民集69巻２号246頁）は、後述の最判平成22年９月13日民集64巻６号1626頁を引用して、労災保険給付の「てん補対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと損益相殺的な調整することが，公平の見地からみて相当」と判示し、労災保険給付を過失相殺後の損害元本から控除した。その結果、２審は、Ｙに対して、X1については、1817万5861円及びこれに対する平成18年９月16日から支払済みまで年５分の割合による金員を、X2については、2568万8987円及びこれに対する平成18年９月16日から支払済みまで年５分の割合による金員を、それぞれ支払うように命じた（２審判決の認容額は、X1、X2ともに、１審判決と比べて大きく減少した[1]。）。

[1] １審判決は、X1について、2830万2273円及び内金1137万円に対する平成18年

これに対して、X1らは、２審の判断は、最判平成16年12月20日判時1886号46頁に反するとして、上告受理を申し立てた。

【判旨】上告棄却

「５（１）被害者が不法行為によって死亡し，その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には，損害と利益との間に同質性がある限り，公平の見地から，その利益の額を相続人が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得る（最高裁昭和63年（オ）第1749号平成５年３月24日大法廷判決･民集47巻４号3039頁）。そして，上記の相続人が受ける利益が，被害者の死亡に関する労災保険法に基づく保険給付であるときは，民事上の損害賠償の対象となる損害のうち，当該保険給付による填補の対象となる損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有するものについて，損益相殺的な調整を図るべきものと解される（最高裁昭和58年（オ）第128号同62年７月10日第二小法廷判決・民集41巻５号1202頁，最高裁平成20年（受）第494号・第495号同22年９月13日第一小法廷判決・民集64巻６号1626頁，最高裁平成21年（受）第1932号同22年10月15日第二小法廷判決・裁判集民事235号65頁参照）。

労災保険法に基づく保険給付は，その制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額を填補するために支給されるものであり，遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を填補することを目的とするものであって（労災保険法１条，16条の２から16条の４まで），その填補の対象とする損害は，被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性があるものと解される。他方，損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は，飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから，遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は，遺族補償年金の目的

９月16日から、内金57万5335円に対する平成19年10月17日から、内金1635万6938円に対する平成22年10月16日から各支払済みまで年５分の割合による金員を、X2について、3130万3432円及びこれに対する平成18年９月16日から支払済みまで年５分の割合による金員を、それぞれ支払うように命じている。なお、１審と２審とでは、過失相殺の割合が異なることに加え、口頭弁論終結時が異なるため、損益相殺の対象となり得る遺族補償年金の支給の有無やその額が異なることに留意する必要がある。

とは明らかに異なるものであって，遺族補償年金による填補の対象となる損害が，遅延損害金と同性質であるということも，相互補完性があるということもできない。

したがって，被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，損害賠償額を算定するに当たり，上記の遺族補償年金につき，その填補の対象となる被扶養利益の喪失による損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する逸失利益等の消極損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

（２）ところで，不法行為による損害賠償債務は，不法行為の時に発生し，かつ，何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されており（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年９月４日第三小法廷判決・民集16巻９号1834頁参照），被害者が不法行為によって死亡した場合において，不法行為の時から相当な時間が経過した後に得られたはずの利益を喪失したという損害についても，不法行為の時に発生したものとしてその額を算定する必要が生ずる。しかし，この算定は，事柄の性質上，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないもので，中間利息の控除等も含め，法的安定性を維持しつつ公平かつ迅速な損害賠償額の算定の仕組みを確保するという観点からの要請等をも考慮した上で行うことが相当であるといえるものである。

遺族補償年金は，労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失の填補を目的とする保険給付であり，その目的に従い，法令に基づき，定められた額が定められた時期に定期的に支給されるものとされているが（労災保険法９条３項，16条の３第１項参照），これは，遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して，その支給を行うことを制度上予定しているものと解されるのであって，制度の趣旨に沿った支給がされる限り，その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみることが相当である。そして，上記の支給に係る損害が被害者の逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有することは，上記のとおりである。

上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば，不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定することにより，上記相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には，その限度で，被害者の逸失利益等の

消極損害は現実にはないものと評価できる。

以上によれば，被害者が不法行為によって死亡した場合において，その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定したときは，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである（前掲最高裁平成22年９月13日第一小法廷判決等参照）。

上記２の事実関係によれば，本件において上告人らが支給を受け，又は支給を受けることが確定していた遺族補償年金は，その制度の予定するところに従って支給され，又は支給されることが確定したものということができ，その他上記特段の事情もうかがわれないから，その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが相当である。

（３）以上説示するところに従い，所論引用の当裁判所第二小法廷平成16年12月20日判決は，上記判断と抵触する限度において，これを変更すべきである。」

【評釈】

１　本判決の意義

本判決の最大の意義は、最二判平成16年12月20日判時1886号46頁（以下、平成16年最判という。）を変更し、損益相殺的な調整について、判例の考え方を明確にした点にある。判例は、最大判平成５年３月24日民集47巻４号3039頁（以下、「平成５年最大判」という。）以降、「損益相殺的な調整」として、損害賠償と社会保険等の給付の調整を行ってきたが、それがいかなる根拠に基づくものであるかは明確にしてこなかった。本判決は、平成16年最判を変更し、また、損益相殺的な調整の理論的根拠を明らかにしたものと考えられ、今後の議論に大きな影響を与えるものと思われる。

以下、本判決の趣旨を確認する。

本判決の争点は、労災保険法に基づく遺族補償年金と、不法行為によって死亡した被害者の損害賠償請求権についての遅延損害金との関係である。本判決は、判旨１および判旨２により、この問題に答えている。

判旨１（判示事項１に関する部分。判決文５（１）に相当）は、労災保険給付

について、費目拘束（利益の調整を、その利益に対応する一定の損害費目に限定すること）があるという従来の判例と同様の立場を踏襲し、遺族補償年金について、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害との間で損益相殺的な調整をすべきことを明らかにした。同時に、本件との関係では、遺族補償年金と損害賠償請求権の遅延損害金との間で、損益相殺的な調整は行われないことを明らかにしている。

判旨２（判示事項２に関する部分。判決文５（２）に相当）では、「相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には，その限度で，被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる」と、相当踏み込んだ表現[2]を用いて、死亡逸失利益等の消極損害の性質を明らかにしている。その上で、判旨２は、最一判平成22年９月13日民集64巻６号1626頁（以下、平成22年最判という。）と同様、相続人が遺族補償年金の支給を受け、または、支給を受けることが確定したときは、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと評価して損益相殺的な調整を行うべきこと、即ち、その限度では、遅延損害金が発生しないことを明らかにした。

これに対して、平成16年最判は、本判決の争点と同じ問題に対して、遺族補償年金等の「支払日までの間の遅延損害金が」発生するとして、「支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは，遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである」と判示していた。平成16年最判の判断は、判旨１及び判旨２のいずれにも抵触するものである。本判決は、判旨１及び判旨２の帰結として、平成16年最判を変更している。

そこで、以下では、判例変更の点を、より詳細に明らかにするため、本稿は、まず、平成16年最判を取り上げ、その後、本判決の判旨について検討を行うこととする。

２　平成16年最判

[2] 鈴木和泉「判批」季刊労働法252号231頁は、本判決の結論には賛成しつつも、本文の理由付けについて「踏み込みすぎた判断」と批判している。しかし、後述のように、この理由付けは、充分首肯できるものと考える。

平成16年最判は、交通事故で被害者が死亡したため、その遺族（被害者の父と、事故後に死亡した被害者の母を相続した、被害者の妹）が、加害者および加害車両の保有者に対し、自賠法３条および民法709条に基づき、損害賠償を請求した事案に関するものである。被害者の遺族が、自賠責保険金、労災保険法に基づく遺族補償年金、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金を受給したため、その調整が問題となった。平成16年最判は、これら年金を「本件遺族年金」と、これら年金と自賠責保険金を併せて、「本件自賠責保険金等」とよんでいる。

平成16年最判の判旨は、次の３点である。

①　本件自賠責保険金等と遅延損害金の関係

不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為時に、何らの催告を要することなく履行遅滞に陥ること（最判昭和37年９月４日民集16巻９号1834頁）を前提に、「本件自賠責保険金等によっててん補される損害についても，本件事故時から本件自賠責保険金等の支払日までの間の遅延損害金が既に発生していたのであるから，本件自賠責保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは，遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法491条１項参照）」と判示した。

②　死亡逸失利益からの遺族厚生年金の控除について

判例を引用して、「不法行為によって被害者が死亡し，その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には，損害と利益との間に同質性がある限り，公平の見地から，その利益の額を当該相続人が加害者に対して賠償を求め得る損害の額から控除することによって，損益相殺的な調整を図ることが必要である」（平成５年最大判）、年金受給権者が不法行為により死亡した場合に「その相続人のうちに被害者の死亡を原因として遺族厚生年金の受給権を取得した者がいるときは，その者が加害者に対して賠償を求め得る被害者の逸失利益（被害者が得べかりし障害基礎年金等）に係る損害の額から，支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべき」（最判平成11年10月22日民集53巻７号1211頁）と説いた。その上で、「この理は，不法行為により死亡した者が障害基礎年金等の受給権者でなかった場合においても，相続人が被害者の死亡を原因として被害者の逸失利益に係る損害賠償請求権と遺族厚生年の受給権との双方を取得したときには，同様に妥当する」とした。

③　（職権判断で）相続人別控除について

最判昭和50年10月24日民集29巻９号1379頁[3]を引用して、「不法行為の被害者の相続人が受給権を取得した遺族厚生年金等を損害賠償の額から控除するに当たっては，現にその支給を受ける受給権者についてのみこれを行うべき」と判示した（以下、この準則を「相続人別控除準則」という。）。

平成16年最判の判例評釈は、概ね、同最判に対して、批判的である。ここでは、判旨①に関するもののみ取り上げる。まず、本質的な問題として、「民法491条１項は債務の弁済における充当を規定したものであり，遺族年金のような社会保険給付が債務の弁済といえるかどうかは疑問がある」と指摘されている[4]。次に、この判旨がどのような処理を指示しているか、不明である。この遺族補償年金等を、全損害についての遅延損害金に充当すべきか、逸失利益についての遅延損害金のみに充当すべきかが問題となる旨指摘されている[5]。この問題については、逸失利益についての遅延損害金のみに充当すべきであると主張されている[6]。しかし、一方で、自賠責保険金については全損害の遅延損害金に充当することとなるので、そのような複雑な処理を必要とすることについて、実務的な妥当性という点から、疑問が呈されていた[7]。

その後、最高裁は、平成22年最判（後遺症事例）において、労災保険法に基

[3] 国家公務員である被害者が交通事故で死亡したため、遺族らに対して自賠責保険金が、遺族の１人に対して、国家公務員等退職手当法による退職手当、国家公務員共済組合法による遺族年金給付及び国家公務員災害補償法による遺族補償金が支給されたという事案に関するもの。「受給権者でない遺族が事実上受給権者から右各給付の利益を享受することがあつても、それは法律上保障された利益ではなく、受給権者でない遺族の損害賠償債権額から右享受利益を控除することはできない」として、退職手当、遺族年金及び遺族補償金について、これらの受給権者でない遺族の損害賠償債権額から控除することはできない旨判示した。

[4] 佐野誠「自賠責保険金への遅延損害金の充当」67巻２号（2005年）226頁。永下泰之「判批」北大法学論集57巻２号765頁も同旨。

[5] 髙取真理子「公的年金による損益相殺－最高裁平成16年12月20日第二小法廷判決を契機として－」判タ1183号70頁。

[6] 髙取・前掲注（５）「公的年金による損益相殺－最高裁平成16年12月20日第二小法廷判決を契機として－」71頁。

[7] 髙取・前掲注（５）「公的年金による損益相殺－最高裁平成16年12月20日第二小法廷判決を契機として－」71頁。

づく障害年金、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金について、「制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，これらが支給され，又は支給されることが確定することにより，そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが，公平の見地からみて相当」であると判示した。同判決は、平成16年最判については、「事案を異にし，本件に適切でない。」としている（「事案を異にし」の意味は、判決文自体からは明らかではないが、死亡と後遺症の違いであるものと考えられてきた[8]。）。最判平成22年10月15日裁時1517号４頁も、これと同様の判断を示した。同判決の千葉裁判官補足意見は、同判決は、平成16年最判に反するものではないとしつつも、若干、踏み込んで、平成16年最判の判断を改めることも検討すべきであるとしている。

平成16年最判の判旨①は、元々前述のように、その根拠や実務上の妥当性について、大いに疑問が呈されていた。それに加えて、死亡事例と後遺症事例の差はあるにせよ、平成22年の２つの最判が出されたことにより、元々脆弱であった平成16年最判の根拠は、さらに、説得力を失ったといえよう。現に、本件では、原告は、本件は平成16年最判と同様死亡事例であるから、遺族補償年金を、まず、遅延損害金に充当すべきと主張したが、２審判決は、これを排斥している。

本判決は、このような状況下で、平成16年最判を変更したものであるが、ある意味では、判例変更は、既に、強く予想されたものであったということができよう。

３　判旨１

（１）問題点

前述の通り、判旨１は、労災保険の遺族補償給付について、死亡逸失利益との間に、費目拘束が認められるという（平成16年最判を除く。）従来の判例の考え方を踏襲したものである。

労災保険給付は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が労災保険に

[8] 最判平成22年10月15日裁時1517号4頁の千葉裁判官補足意見、綿引万里子＝岡田伸太「調査官解説」最高裁判所判例解説民事篇平成22年度（下）574頁など。

よって保険給付の形式で行うもの（最判平成８年２月23日民集50巻２号249頁）である。この災害補償給付・労災保険給付は、民法上の損害賠償との間に、機能的に一定の補完関係が認められるとされ、調整規定が置かれている[9]（労働基準法84条２項。労災保険給付については、その類推適用[10]）。もっとも、災害補償給付・労災保険給付と、民事損害賠償は、填補すべき損害の範囲や給付権者を異にしており、制度の発足当初から、その調整方法が問題となっていた。

そこで、以下では、本判決に至るまでの、判例の蓄積を見た上で、判旨１の意義を検討する。

（２）平成16年最判より前の判例

現行の労災保険と損害賠償の調整に関するリーディングケースは、最判昭和37年４月26日民集16巻４号975頁である。これは、労働者が、炭鉱内で死亡したため、その相続人が民法717条を理由に使用者に損害賠償を請求した事例に関するものである。同判決は、「労働基準法八四条二項及び労働者災害補償保険法一二条一項四号、一五条、労働基準法施行細則四二条の法意に基づき被上告人キミヱの受けたる右遺族補償費三六万八八四〇円はキミヱの取得するものとされた前示物質的の損害賠償請求権二一万三七一四円にのみ充てらるべき筋合のものであつて、同人の前示慰藉料請求権にも、亦その他の被上告人の損害賠償（有形無形とも）請求権にも及ばない」と判示し、労災保険の遺族補償費は、労災保険の受給権者が相続した、物質的損害についての賠償請求権とのみ調整されることを明らかにした。なお、ここで「物質的損害」として請求されているのは、具体的には、被害者の死亡逸失利益である。

このように、前掲最判昭和37年４月26日は、労災保険の遺族補償給付と死亡逸失利益との費目拘束を承認したが、これは、労災制度の前身に当たる労働者災害扶助法による扶助金に関する、大判昭和16年12月27日民集20巻1479頁と同様の判断である。

この、労災保険給付や災害補償給付について、費目拘束を認めるという判断は、その後の判例でも、維持されてきた。例えば、最判昭和41年12月１日民集20巻10号2017頁[11]は、第三者行為災害に関するものであるが、「労働者に対す

[9] 西村健一郎『労災補償と損害賠償』（一粒社、1988年）２頁。

[10] 最判昭和52年10月25日民集31巻６号836頁。

[11] 事案は、被害者（労働者）が使用者に災害補償給付を請求したところ、加害

る災害補償は、労働者のこうむつた財産上の損害の填補のためにのみなされるのであって、精神的損害の填補の目的をも含むものではないから、加害者たる第三者が支払つた慰藉料が使用者の支払うべき災害補償の額に影響を及ぼさない」として、慰謝料の支払いは、労働基準法の災害補償責任に影響しないことを確認した。また、最判昭和58年４月19日民集37巻３号321頁[12]は、「労災保険による障害補償一時金及び休業補償金のごときは上告人の財産上の損害の賠償請求権にのみ充てられるべき筋合のものであつて、上告人の慰藉料請求権には及ばない」と判示して、労災保険給付は、慰謝料請求権と調整されないことを確認した。

さらに、最判昭和62年７月10日民集41巻５号1202頁[13]は、「同一の事由」（労働基準法84条２項）の解釈として、「保険給付の対象となる損害と民事上の損害賠償の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にある場合」と判示し、労災保険の休業補償給付・傷病補償年金等と「同一の事由の関係にあることを肯定することができるのは、財産的損害のうちの消極損害（いわゆる逸失利益）のみ」であるとした。ここに至って、労災保険の休業補償給付や傷病補償年金と、入院雑費・付添看護費等の積極損害[14]が調整されないことが明らかになった。

このように、平成16年最判より前の判例は、一貫して、労災保険の遺族補償

者が支払った見舞金の控除が問題となったものである。判例は、見舞金を「慰藉料として受領した趣旨」と認定し、災害補償金から、見舞金を控除しなかった原審の判断を正当とした。

[12] 事案は、被害者（労働者・原告）が、加害者の使用者（原告の使用者でもある。被告）に対して、民法715条１項に基づき損害賠償を請求したというもの。被害者が受領した、労災保険による障害補償金及び休業補償金の控除が問題となった。

[13] 事案は、被害者（労働者・原告）が、加害者の使用者（原告の使用者でもある。被告）に対して、民法715条１項に基づき損害賠償を請求したというもの。労災保険法による休業補償給付、傷病補償年金等の控除が問題となった。

[14] 多くの場合、人身損害における積極損害中最大のものは、治療費であるが、労災保険が適用になる場合、療養（補償）給付として、診察・治療等が行われるので、あまり問題とならない（労災保険法12条の８第１項１号、13条１項、同条２項１号、21条１号、22条１項２項）。なお、通勤災害に限り、少額の一部負担金が存在する（労災保険法31条２項本文）。

給付、障害補償給付、傷病補償給付や休業補償給付と、消極損害との間に費目拘束を承認してきた。費目拘束を認める意味は、ある給付が、それに対応する損害費目の額を上回る場合に、当該給付をその他の損害費目から控除しないことにある。例えば、逸失利益として1000万円、慰謝料として400万円の損害が認定されたが、労災から障害補償給付として1500万円の支給があったという事例を考えてみよう（この事例では、その他の損害や給付は考えない。）。この場合、障害補償給付は、逸失利益との間で費目拘束があるから、逸失利益は1000万円－1500万円＝－500万円となり、損害ゼロ（過剰分の500万円は無視する。）となる。一方で、障害補償給付は、慰謝料との関係では調整されないから、慰謝料は、そのまま、400万円である。よって、この場合の賠償額は400万円となり、被害者は、障害補償給付と合わせて、合計1900万円を手にすることができる。このように、費目拘束が承認される結果、被害者は、もし、労災等のその他の給付が存在しないと仮定した場合に、損害賠償のみによって得られる金額より多額の金員を獲得することができることとなる。前述のように、判例は、概ね一貫して、労災保険の各給付と消極損害の間に、費目拘束を承認してきたが、これは、被害者の利得と結びついている。損害賠償法の一般理論としては、利得禁止が説かれてきたところである[15]から、費目拘束の承認は、一般理論の当然の帰結というわけではない。しかし、従来の判例は、その理由を明確にしてこなかった。

（3）平成16年最判

このような判例の流れの中で、平成16年最判が出された。しかし、同判決の判旨は、費目拘束という観点から見ると、二重の意味で、不鮮明である。

まず、遺族厚生年金のような公的年金と遅延損害金との間で、調整を行うべきか、逆に言えば、公的年金は損害元本との間で費目拘束されるのかという問題がある。前述のように、同判決は、死亡逸失利益から遺族厚生年金を控除する旨を説いており、両者の間で費目拘束を認める趣旨と考えられる[16][17]。これは、

[15]「被害者が加害行為を契機として利得をしてはならない」などと説かれる（北川善太郎・潮見佳男『新版 注釈民法（10）Ⅱ』（奥田昌道編、有斐閣、2011年）505頁）。

[16] 平成16年最判の判旨自体からは明確ではないが、同最判の引用する、最判平成11年10月22日民集53巻７号1211頁は、「遺族年金をもって損益相殺的な調整

遺族厚生年金と、死亡逸失利益、即ち、損害元本との間で費目拘束を承認する趣旨とも理解できる。一方で、平成16年最判は、自賠責保険金、労災保険法に基づく遺族補償年金、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金を合わせた「本件自賠責保険金等」について、「本件自賠責保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは，遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法491条１項参照）」と判示している。「まず充当されるべき」との表現を前提にすれば、遺族厚生年金も、まず、優先的に、遅延損害金の支払債務に充当すべきことになる。しかし、これは、遺族厚生年金が死亡逸失利益とのみ調整されることと矛盾する。

次に、公的年金と遅延損害金との調整が許されるとしても、遅延損害金の全体との間で調整することができるのか、その一部との間でのみ調整することができるのかという問題がある。平成16年最判は、この問いに答えていない[18]。

結局、平成16年最判が、どのような解決を指示したのかは不明であった。そもそも、いかなる理由で費目拘束が認められるのか、また、遅延損害金への優先充当が命ぜられるかなど、平成16年最判は、その根拠を何ら明確にしていなかった。

平成16年最判は、その論理構成や内容は、甚だ、不明確ではあるが、とりあえず、本判決と直接関係する、労災保険の遺族補償年金との関係では、遅延損害金の支払債務に充当すべきものとしている。

を図ることのできる損害は、財産的損害のうちの逸失利益に限られる」としている。

[17] なお、平成16年最判は、本判決で問題となっている、労災保険法に基づく遺族補償年金の費目拘束については言及していない。

[18] 前述のように、平成16年最判の評釈などには、まず、逸失利益の遅延損害金の充当し、その残額を逸失利益の元本に充当すべきものと理解するものもあった（髙取・前掲注（５）「公的年金による損益相殺－最高裁平成16年12月20日第二小法廷判決を契機として－」71頁）が、このような計算方法について、「あまりにも複雑であるため、実務上、妥当であるとは思われない」として、「自賠責保険金も遺族年金も」「区別することなく『自賠責保険金等』として全損害の遅延損害金への充当を認めたものと理解することができる」というものもある（永下・前掲注（４）「判批」766頁）。

（4）平成22年最判

ところが、平成22年最判は、一転して、労災保険法に基づく各種保険給付について、「これらの社会保険給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものである」として、これらの「給付については，てん補の対象となる特定の損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する損害の元本との間で，損益相殺的な調整を行うべき」ものと判示し、損害元本との間で費目拘束を承認した。具体的には、療養給付は「治療費等の療養に要する費用」、休業給付は休業損害、障害年金は逸失利益の、それぞれ元本との間で、費目拘束を承認した。

この判断は、労災保険給付について、費目拘束を承認するという、平成16年最判より前の伝統的な判例の流れに回帰したものということができる。もっとも、平成22年最判は、「社会保険給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものである」と、社会保険給付の趣旨目的だけを根拠に、損害元本との費目拘束を承認しており、若干説明不足の感もあった。また、平成22年最判は、平成16年最判とは、事案を異にするとした。そのため、平成16年最判の判断は、変更されないまま残された。

（5）本判決

このような判例の流れの中において、本判決は、明確に、遺族補償年金と「逸失利益等の消極損害の元本」との間で、費目拘束を承認した。そして、遺族補償年金は、「労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を填補することを目的とする」ことを前提に、「損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は，飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから，遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は，遺族補償年金の目的とは明らかに異なる」として、遺族補償年金と遅延損害金との損益相殺的な調整を否定している。

労災保険給付と民事損害賠償の調整という観点から見れば、判旨１は、伝統的な判例の流れに沿って、費目拘束を承認したものであり、その意味では、特段目新しいものではない。むしろ、労災保険給付に関して、費目拘束について不明確な態度を取った平成16年最判こそが、伝統的な判例の流れの中で異質であったといえる。本判決は、平成16年最判を変更し、伝統的な判例に回帰した点に意義を見出すことができる。

もっとも、本判決が、平成16年最判と異なる結論に至った理由は検討されなければならない。両判決における、遺族補償年金等の損害賠償法における位置付けが問題となる。

前述のように、平成16年最判の判旨①は、「民法491条１項参照」として、遺族補償年金等は「遅延損害金の支払債務にまず充当されるべき」であるとする。民法491条は弁済充当の規定であるから、同最判の判旨①は、遺族補償年金等の調整を、債務の弁済と同様に考えているということができよう。一方、本判決は、遺族補償年金について「制度の趣旨に沿った支給がされる限り，その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみることが相当である」という、従来の判例には見られない判示をしている。「被扶養利益の喪失が生じなかった」の意味は、分かりやすくはないが、被害者が死亡し、それによって、遺族を扶養することができなくなったこと自体は否定し得ないところである。それゆえ、同判示は、損害それ自体を否定するものではなく、損害額がないとの意味に理解すべきである（本判決が、賠償額の算定について説示しているのも、これを裏付けるものである。）。即ち、本判決は、遺族補償年金を、被扶養利益の喪失による損害額の算定の問題と位置づけているものと考えられる。

利益を特定の損害費目の算定の問題と位置付ければ、当該利益は、当該損害費目の算定においてのみ考慮されることとなり、仮に、利益が損害を上回っても、他の損害費目から控除する理由はない[19]。このように考えれば、費目拘束の根拠も説明することができる。

もっとも、被扶養利益という損害費目については、検討が必要であろう。

本判決は、遺族補償年金「の填補の対象となる被扶養利益の喪失による損害」は、「被害者の逸失利益等の消極損害と同性質であり，かつ，相互補完性を有する」という。従来の裁判実務においては、被害者死亡の場合の損害は、治療費や葬儀費用等の積極損害や慰謝料の他、消極損害として、被害者の死亡逸失利益が認められてきた。この死亡逸失利益という損害費目は、被害者の逸失利益の賠償請求権が相続人に相続されるという、いわゆる相続肯定説[20]を前提と

[19] 従来の損益相殺の議論に基づいて説明すると、当該利益と他の損害費目の間には、同質性、あるいは、相互補完性がないということになろうか。

[20] 内田貴『民法Ⅱ』（東京大学出版会、2011年、３版）458頁。

している。ところが、本判決は、「不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け，又は支給を受けることが確定することにより，上記相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には，その限度で，被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる」という。「被害者の逸失利益等の消極損害」の意味は必ずしも明確ではないが、死後に、遺族に年金が支給されたからといって、被害者本人に逸失利益がないというのは論理的に無理があろう。判例は、相続肯定説を採用するといっても、それは一つの技巧に過ぎず、結局、被扶養利益の喪失といった、相続人の財産の減少を損害と把握しているのではなかろうか[21]。判例の採用している、相続人別控除準則も、このことを裏付けているように思われる[22]。

本件のように、被害者が死亡したことにより、遺族補償年金が支給される場合には、相続人は、たしかに、被害者から扶養を受けることはできなくなったが、遺族補償年金により、金銭的には、満たされていることとなる。そして、死亡逸失利益という損害費目の本質を、相続人の被扶養利益の喪失と考えれば、相続人が遺族補償年金を受ける場合は、その限度で、実質的には、相続人に、当該損害は存しないものということもできよう。

このように、遺族補償年金を、死亡逸失利益または被扶養利益の喪失（消極損害）という損害費目の算定の問題と考えれば、消極損害の元本との間で費目拘束を承認することは当然であろう。そして、遅延損害金は、履行遅滞を理由とする債務不履行に基づく損害賠償であるから、死亡逸失利益等の消極損害とは、異なる損害である。よって、このように考える限り、遺族補償年金を、遅

[21] 死亡事例において、内縁配偶者の将来の扶養利益喪失につき賠償（填補）が行われた場合に、当該填補額を被害者の逸失利益から控除する、最判平成５年４月６日民集47巻６号4505頁の考え方は、これと矛盾するものではない。直接の被害者が、内縁配偶者を扶養しなければならないのであれば、被害者が生存すれば相続人が得られたはずの財産もそれだけ減少するからである。

[22] 本判決の評釈には、死亡逸失利益と被扶養利益の区別の必要性を説くものが散見される。これは、相続構成による死亡逸失利益には、相続人の被扶養利益の喪失と（扶養に用いられるものではないという意味で）被害者固有の利益の喪失が含まれているとの理解を前提とするものと思われる。このような解釈も成り立ちうるものとは思われるが、相続人別控除準則とは整合的でなく、おそらく、判例とは異なる理解に立つものと思われる。

延損害金との間で調整することは困難である。

4　判旨2

（1）問題点

本判決についての先行評釈のほとんどの批判は、判旨2に集中している[23]。そこで、判旨2については、多様な観点から、慎重に検討することとする。

判旨2は、「不法行為による損害賠償債務は，不法行為の時に発生し，かつ，何らの催告を要することなく遅滞に陥る」ことを前提に、平成22年の2つの最判と同様の見地[24]から、遺族補償年金の支給が、「制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をする」ことが相当であると判示している。

しかし、このような判断は、手放しで支持できるものではない。まず、使用者行為災害における、労災保険給付と民事損害賠償の調整については、労災保

[23] 例えば、鈴木・前掲注（2）「判批」224頁。三木千穂「判批」ひろば69巻2号62頁。

[24] 最判平成22年9月13日民集64巻6号1626頁は、「不法行為による損害賠償債務は，不法行為の時に発生し，かつ，何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されるが（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照），被害者が不法行為によって傷害を受け，その後に後遺障害が残った場合においては，不法行為の時から相当な時間が経過した後に現実化する損害につき，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に，不法行為の時におけるその額を算定せざるを得ない。その額の算定に当たっては，一般に，不法行為の時から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと，上記の場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は，それぞれの制度の趣旨目的に従い，特定の損害について必要額をてん補するために，てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると，制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り，これらが支給され，又は支給されることが確定することにより，そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが，公平の見地からみて相当」としている。

険法64条が、遅延利息を考慮するように定めていることから、法律との関係が問題となる。さらに、このような判断が、民法の解釈として支持できるかという問題もある[25]。

（２）労災保険法64条との関係

労災保険法64条は、暫定措置ではあるものの、使用者行為災害の場合について、損害賠償と労災保険給付双方の調整を規定している。

具体的には、同条１項は、まず、事業主に、一定の履行猶予額について、履行拒絶権を与え（同項１号）、履行猶予中に、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときには、一定の範囲で、事業主は、損害賠償から免責される（同項２号）ものとしている。そして、労働者又はその遺族が、事業主から損害賠償を受けた場合は、政府は、労働政策審議会の議を経て厚生労働大臣が定める基準（支給調整基準）により、一定の年金等を除き、労災保険給付をしないことができる（同条２項）。即ち、大まかに言うと、使用者行為災害において、労働者またはその遺族が、事業主に対する損害賠償請求権と労災保険による年金受給権の両方を有する場合は、一定金額までは、労災保険による年金給付を優先させ、それを越える分については、年金給付を停止することにより、二重負担[26]・二重取りの防止を図っている。

労災保険法64条は、本判決では問題となっていない。同条は、事業主の抗弁権を認めたものと解されているが[27]、判決文を見る限り、同抗弁権が行使された形跡はないので、当然のことであろう[28]。

---

[25] なお、社会法の研究者からは、年金の未支給分も含めて考慮すべきであるとの見解が有力に主張されている。

[26] 労災保険は、国庫負担金もある（労災保険法32条）が、ほぼ全額を使用者が負担する保険料で運営されている（労災保険法30条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律31条４項）。なお、平成28年度当初予算労働保険特別勘定労災勘定においては、収入予定額約１兆655億円中、一般会計より受入は約１億9241万円である。

[27] いわゆる権利抗弁に当たる。厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『労働者災害補償保険法』（労務行政、７訂新版、2008年）740頁。

[28] なお、事業主が、訴訟において、労災保険法64条の抗弁を援用しなかった場合、後訴において、これを援用することはできない（厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編・前掲注（26）『労働者災害補償保険法』741頁。大阪地判平成

本件との関係で注目すべきは、労災保険法64条１項２号は、履行猶予中に、労災保険から年金給付又は前払一時金給付の支給が行われた場合に、事業主は、「その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で」免責するとしていることである。これは、年金給付又は前払一時金給付を、法定利率により、損害発生時に引き直して価額を算出し、その限度で事業者は免責されることを意味する。この方式は、一時金給付と年金給付の調整としては、合理的であるようにも思われる[29]。

これに対して、本判決は、遅延利息は発生しないと判示している。もちろん、前述の通り、本件には、労災保険法64条１項の適用はないが、同条項と本判決は、遅延損害金に対する考え方を異にしているように思われる。そこで、このように、本判決は労災保険法64条１項と異なる考え方を採用したという観点から、本判決を正当化できるのか検討する。

本判決に関する先行評釈のうち、この点について論究するものは、本判決の調整方法と労災保険法の調整方法とを比較すると、「理論上はやはり、最高裁判所方式の不公平感は否めない」としつつも、「ただ、最高裁判所方式が適用されるのは、不法行為からまだ日が浅く、中間利息－逆から言えば、遅延利息－もそれほど膨らんでいない時点である。他方、労災保険法方式が適用される時点は、その、ずっと先である」として、「『迅速』を『公平』に優先させ、損害賠償から保険給付を少し多めに引いても許されるほどに、中間利息あるいは遅延利息が膨らんでいないことに鑑みて、最高裁判所方式も許される」[30]、あるい

６年11月11日判タ904号209頁）

[29] 新堂明子「労災保険法に基づく遺族補償年金と逸失利益等の消極損害の元本との間での損益相殺的な調整」（現代民事判例研究会編『民事判例Ⅻ 2015年後期』（日本評論社、2016年））109頁は、不法行為に基づく損害賠償債務に関して、消極損害（逸失利益）について、中間利息を控除しなければならないこととの関係から、「労災保険法方式のほうが理論的矛盾はない」という。しかし、端的に、年金給付には将来の給付が含まれるから、現在の給付を目的とする一時金給付と調整する場合は、年金給付を現在価値に引き直すとするのが自然ではなかろうか（民事執行法88条２項参照）。

[30] 新堂・前掲注（29）「労災保険法に基づく遺族補償年金と逸失利益等の消極損害の元本との間での損益相殺的な調整」109頁。

は、労災保険・社会保険給付と損害賠償の調整について「被害者にとって基本的に有利な取扱いがなされている」ことを理由に「本件のような処理方法を採ると……被害者に不利になることは否めないが……全体的バランスからすれば、本判決が採った『擬制』も説得性の高い合理的なものである」[31]として、問題はあるものの、許容できると考えているようである。

しかし、これについては、まず、本判決の内容に着目すべきであろう。本判決の特徴の１つは、前述のように、遺族補償年金の考慮を、損害の把握算定の問題と認識しているものと考えられることである。これに対して、労災保険法64条は、民事損害賠償と労災の年金給付との調整のための規定である。それゆえ、労災保険法が、併行給付の調整を問題としているのに対して、本判決は、損害賠償法の問題として、現実に発生した利益[32]を損害算定において、いかに考慮すべきかを判示したものということができる。そうすると、両者は、元々、扱っている問題を異にしているということができよう。

そもそも、労災保険法64条は、最判昭和52年10月25日民集31巻６号836頁が、民事損害賠償から未支給分の年金を控除することを否定したことから、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号）により、労災保険法67条（当時）として、追加されたものである[33]。それゆえ、労災保険法64条の目的は、将来分も含めた労災保険給付と、民事損害賠償の調整にある。

一方で、判例は、同条の制定後も、若干の修正を除き[34]、将来分の年金給付を損益相殺的な調整の対象とすることを否定し続けている。

労災保険法64条は、同一の損害に向けられた複数の給付（具体的には、民事損害賠償と労災保険給付）が存在する場合に、両者の調整を行う規定であるのに対して、本判決の判示を前提にすれば、判例のいう損益相殺的な調整は、損

---

[31] 西村健一郎「判批」私法判例リマークス52巻（2016年上巻）46頁。

[32] 損益相殺的な調整において債権が考慮されるのは、「現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合に限られる」（平成５年最大判）。

[33] 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編・前掲注（27）『労働者災害補償保険法』728頁。

[34] 平成５年最大判の判例変更により、事実審口頭弁論終結時に、支給を受けていないが、支給を受けることが確定している年金についても、調整の対象となることになった。

害賠償の損害算定において、他の給付を考慮するかという問題であると考えられる。このように考えれば、両者の判断が異なっていても特段不思議なことではない。即ち、前者が調整しようとしているのは、民事損害賠償という一時金給付と労災保険による年金給付である。給付の種類が異なることを前提とするから、単に額面だけを比較して、両者の調整をすることは相当ではない。一方で、後者の損害算定においては、前述のように、将来分の年金給付を考慮することは否定されている。それゆえ、調整の対象となるのは、年金給付全体ではなく、年金として現実に生じた利益だけである。

このように、労災保険法64条は将来に及ぶ年金給付と、損害賠償の一時金給付の調整を目的とするものである一方、損益相殺的な調整は、既に給付された利益を損害賠償においていかに考慮するかという問題であり、両者は問題の性質を異にしている。それゆえ、本判決が、損益相殺的な調整として、労災保険法64条１項と異なる調整方法を採用しても、同条項の法的評価と矛盾抵触するものではないといえよう。

（３）民法上の問題

ア　問題点

もっとも、本判決のように、被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け、または支給を受けることが確定したときに、填補の対象となる損害が不法行為時に填補されたものと法的に評価し、遅延利息が発生しないものとすることは、民法上妥当かとの問題がある。

前述のように、本判決は、（平成16年最判を除く。）従来の判例の流れを継受し、遺族補償年金を、死亡逸失利益等の消極損害の算定の問題として扱っているものと考えられる。しかし、このような取扱いをすることが、論理必然に、不法行為後に、支給され、または、支給が確定した年金全額を損害額から控除することと結びつくわけではない。むしろ、裁判実務は、死亡逸失利益の算定に当たっては、中間利息を控除するという取扱いを行っている。そのため、遺族補償年金のような、不法行為後に得られた利益についても、中間利息を控除した上で、消極損害の元本から控除することが公平ではないかとの疑問も生じうるところである。本判決に批判的な評釈は、このような見地に立っているものと思われる。

損害賠償法の問題としても、利益の調整については、いくつかの方法が考えられる。遺族補償年金は遅延損害金との間で調整されないという判旨１を前提

としても、たとえば、A 単純に、利益を損害元本から控除し、不法行為時から当該利益についての遅延損害金は発生しないものと考える（A 方式。本判決の方式）、B 利益が生じた時点で利益を損害元本から控除するが、その時点までの遅延損害金は発生するとする考え方（B 方式）、C 利益は不法行為より後の時点で発生したことを重視し、逸失利益の算定において、中間利息が控除されていることと同様に考え、不法行為時の損害元本から中間利息控除後の利益を控除し、それについて遅延損害金が発生するとする考え方（C 方式）などがあり得るところである[35]。

以下、これらの方式を前提に、遺族補償年金の考慮について検討する。

イ　遺族補償年金による、通常の利益の発生時期

前述の B 方式は、現実に、遺族補償年金の支給を受け、または、支給を受けることが確定する時まで、損害の元本は減少せず、それゆえ、それまで遅延損害金が生じるという考え方に立脚するものである。

もっとも、この方式では、年金支給による利益が不法行為後に生じることを正面から認めることになる。一般に、不法行為に基づく損害賠償においては、全ての損害は、不法行為時に発生したものとして、賠償額が算定されている[36]。そして、遺族補償年金を、損害算定の要素と考えるのであれば、同年金についてだけ、不法行為より後に生じたとすることは、通常は、困難である。

よって、一般的には、B 方式は採用しがたい。

もっとも、以下のエで述べるように、被害者に、損害に相当する給付を確実に受けさせるという観点から、利益の発生が著しく遅滞した場合は、例外的な扱いをすることも許されるであろう。

---

[35] 賠償額の大小という観点から、これら ABC の方式を比較すると、A 方式が最も賠償額が少ない。B 方式と C 方式は、中間利息控除と遅延損害金の計算方法にもよるが、同じ方式を採用した場合、利益発生時の遅延損害金を含む賠償額は等しくなる。もっとも、B 方式より C 方式の方が、損害賠償請求権（元本）が大きい。そして、遅延損害金は、原則として、単利で計算される（民法405条）ため、元本が大きい方が、時の経過とともに、遅延損害金の総額も膨らんでくる。そのため、利益発生後の賠償額は、C 方式の方が B 方式よりも若干大きい。

[36] 本判決のいうように、死亡逸失利益等の不法行為の時から相当な時間が経過した後に得られたはずの利益を喪失したという損害についても、不法行為時に発生したものとして算定されている。

ウ　遺族補償年金の額の評価

では、遺族補償年金による利益は、不法行為時に生じたものと評価するとしても、実際には不法行為後に生じたものであることを理由に、その金額を低額に評価することはどうであろうか。これについては、本判決で問題となったものではないが、先行評釈で議論されているため、簡単に検討する。

一般に、額面が同じでも、支払時期が異なれば、その利益の価値が異なるとすることは理解できる[37]。しかし、従来の取扱を見る限り、治療費、弁護士費用や葬儀費用等、実際には、不法行為後に発生する損害について、中間利息を控除して、不法行為時の損害額を算定することは行われていない。本判決は、死亡逸失利益、被扶養利益の喪失という損害の算定について、「この算定は，事柄の性質上，不確実，不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないもので，中間利息の控除等も含め，法的安定性を維持しつつ公平かつ迅速な損害賠償額の算定の仕組みを確保するという観点からの要請等をも考慮した上で行うことが相当である」としている。これによれば、中間利息の控除は、損害の発生や損害額の算定が不確実、不確定であるために必要となるものと考えられる。

そうすると、不法行為後に生じたという一事をもって、遺族補償年金について中間利息を控除すべきということにはならない。さらに、損益相殺的な調整の対象となる遺族補償年金が、現実に発生したものに限定されていることを考えれば、遺族補償年金は、中間利息を控除することなく、消極損害の元本との間で調整することになろう。

エ　利益の発生が著しく遅滞した場合

ただし、本件で問題となっているのは、遺族補償年金という利益の考慮である。利益について、判例は、損害とは異なる考慮を行っている。例えば、既に述べているように、損害については、逸失利益等の発生が不確実なものであっても賠償を認めるが、利益については、公的年金のように、支給を行う者の資力に問題がなく、また、高い蓋然性で今後も支給が継続されるものであっても、現実に支給が行われるか、支給が確定しない限り、考慮することができない。これは、被害者に、確実に、損害に相当する給付を受けさせるためであると考

[37] 経済的に考えれば、現金100万円と、１年後に100万円を受領する権利は、債務不履行の危険を度外視しても、等価値ではない。

えられる。そして、このような観点に立てば、利益が損害から著しく遅延して発生したとしても、それをもって、完全に損害がないということができるかは疑問である。なぜなら、利益が発生するまでの間、被害者は損害に苦しむことになるからである。被害者に、確実に、損害に相当する給付を受けさせるというためには、損害と利益の発生の間に、長期の間隙があっては不都合である。

判例の考え方に立てば、死亡逸失利益の喪失も、不法行為時に生じるものと考えられ、それゆえ、不法行為時から履行遅滞に陥る。もっとも、現実には、逸失利益ないし被扶養利益の喪失は、被害者の死亡後、一定期間にわたって現実化する性質の損害である。そして、遺族補償年金は「遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して，その支給を行うことを制度上予定している」のであるから、「制度の趣旨に沿った支給がされる限り，その支給分については当該遺族に被扶養利益の喪失が生じなかったとみ」ても、あながち不合理とは言えないであろう。

５　平成16年最判との関係

本判決は、判旨１及び判旨２の帰結として、平成16年最判を変更している。ここでは、判例変更の内容及びその意義について、検討する。

本判決は、労災保険の遺族補償年金と遅延損害金の関係についての判示であり、判例変更の対象となるのは、平成16年最判の判旨①のみである。同最判の判旨②は、遺族厚生年金に関する判示であり、本判決では問題となっていない。もっとも、後述のように、本判決の射程は、遺族厚生年金にも及ぶと考えられる。しかし、本判決は、死亡逸失利益から遺族年金を控除することを認めているのであるから、平成16年最判の判旨②とは何ら矛盾するものではなく、むしろ、これを前提とするものであるということができる。また、平成16年最判の判旨③は、相続人別控除準則を採用しているが、これは、本判決でも、当然の前提とされている。

本判決の判旨１は、遺族補償年金と損害賠償債務の遅延損害金とが調整されない旨を判示し、判旨２は、被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け、または、支給を受けることが確定した場合、特段の事情がない限り、填補の対象となる損害が不法行為時に填補されたものと法的に評価し、それについては、遅延利息が発生しない旨を判示している。平成16年最判の判旨①は、遺族補償年金が支給された場合であっても、当該部分について、遅延損害金が発生する

ことを前提に、遺族補償年金等を、「遅延損害金の支払債務にまず充当」すべきことを判示していた。平成16年最判の判旨①が、本判決の判旨１にも、判旨２にも抵触することは明らかであり、本判決が、前述の判旨を採用した以上、判例変更は当然であろう。もっとも、判例変更に至った理由については検討する必要がある。

平成16年最判の判旨①と本判決の違いは、端的に言えば、遺族補償年金の位置付けにあるものといえよう。同最判の判旨①は、自賠責保険金、労災保険法に基づく遺族補償年金、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金について、一律に、損害賠償債務についての弁済と同様の取扱いを指示している。これに対して、本判決は、遺族補償年金について、死亡逸失利益、被扶養利益の喪失という損害の算定の問題として扱っている。

この位置づけの違いを理解することが、判例変更の理由を明らかにすることにつながるものと思われる。

結局のところ、本判決は、平成16年最判の判旨①と異なり、遺族補償年金の給付を、不法行為に基づく損害賠償債務の弁済と性質決定することは無理があると判断したのであろう。もっとも、前述のように、労災保険給付は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が労災保険によって保険給付の形式で行うものであり、その運営の費用は、ほぼ全額、使用者の拠出する保険料で賄われている。労災保険に、使用者の責任保険としての性質があることは否定し得ない[38]。そのため、同じく平成16年最判の判旨①で弁済と性質決定された厚生年金と比較して、労災保険給付は、弁済と性質決定することは容易であった。しかし、労災保険は、あくまでも、労働基準法上の災害補償を代行するものであり、民事上の不法行為や債務不履行に基づく損害賠償についての責任保険ではない。そもそも、災害補償の性質については、大いに議論があるところである[39]。もっとも、災害補償については、その給付の内容が、細かく定められて

[38] 労災保険の対象事業であって、災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合は、使用者は災害補償の責任を免れる（労働基準法84条１項）。そして、労災保険の支給額が、労働基準法所定の災害補償の額を下回る場合であっても、使用者は、労働基準法84条１項により、災害補償義務の全部を免れる（最判昭和49年３月28日判時741号110頁）。

[39] これについては、西村・前掲注（９）『労災補償と損害賠償』163頁以下が詳しい。

いる（労働基準法75条以下、同法施行規則36条以下）一方で、慰謝料についての補償は認められないなど、特定の損害についての給付を目的とする制度といえる。労災保険は、特別給付金の制度があるなど複雑であるが、基本的には、災害補償と同様の給付項目を用意している。災害補償や労災保険が、特定の給付を実現することを目的とするものである以上、不法行為や債務不履行といった一定の原因によって生じた（因果関係の制限はあるものの）全ての損害の賠償を命じる、民法上の損害賠償制度とは異質であるといわざるを得ない。

3（2）で述べたように、判例は、労災保険と災害補償とを区別することなく、通常の民事上の損害賠償との関係で、費目拘束を承認してきた。これは、民事上の損害賠償の算定と、労災保険、災害補償の定める給付の内容が一致しないため、給付額だけを比較して調整を行うと、法が予定した給付を被害者が受けることが出来ない事態が生じるためではないかと思われる。例えば、災害補償に先行して、民事上の損害賠償として、慰謝料の給付が行われた場合に、それを根拠に、災害補償義務が免除されるとすれば、労働者は、必要な給付を受けることなく、療養給付や休業補償を受ける権利を喪失することとなる。これでは、労働基準法が災害補償制度を設けた意味が没却される。災害補償等が先行した場合でも、同様に、民事損害賠償において賠償されるはずの損害が賠償されないという事態が生じうる。

民法上の損害賠償と災害補償が、性質の異なる制度である以上、たとえ、権利者と義務者が一致したとしても、一方の制度に基づく給付を、当然に、他方の制度に基づく給付でもあるとみることには無理があろう。労災保険給付は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が労災保険によって保険給付の形式で行うものであることを考えれば、労災保険給付についても、災害補償と同様、民法上の損害賠償の弁済と性質決定することはできないことになる。

以上のように、本判決は、論理的に無理があり、従来の判例の趨勢と異なる判断をした平成16年最判の判旨①を判例変更したものであり、支持すべき判断であると考える。

6　本判決の射程

本判決は、直接には、労災保険法の遺族補償年金と不法行為に基づく損害賠償との関係についてのみ判示している。しかしながら、平成16年最判の判旨①は、自賠責保険金や厚生年金の遺族厚生年金についても、判断していることか

ら、本判決の射程が、これらの保険金や年金についても及ぶか問題となる。

まず、遺族厚生年金については、労災保険と同様、費目拘束が認められており、労災保険と同様に、「損害の算定」の問題であるものと考えられる。そして、厚生年金も、「死亡による遺族の被扶養利益の喪失の填補を目的とする保険給付」であり、「遺族の被扶養利益の喪失が現実化する都度ないし現実化するのに対応して，その支給を行うことを制度上予定しているものと解される」。そのため、判旨１及び判旨２の根拠が、そのまま、妥当する。本判決は、遺族厚生年金についても、平成16年最判を変更したものと考えられる。

なお、前述のように、社会保険の中では、労災保険は、使用者の災害補償の責任保険としての性質を帯びており、それゆえ、使用者が保険料のほぼ全額を負担するなど、弁済としての性質が最も強い。本判決は、このような性質を有する労災保険についても、民事損害賠償との関係では、損害の算定に該当するものと性質決定したものと考えられるから、その他の社会保険についても、同様に、損害の算定の問題と理解してよいであろう。

一方、自賠責保険は、強制保険であり、その給付内容について国が関与するなど公的色彩を帯びているが、結局のところ、不法行為責任についての責任保険である。自賠責保険の保険事故は、自賠法３条の「保有者の損害賠償の責任が発生した場合」であり（自賠法11条１項２項）、自賠法３条の運行供用者責任は、一般に、特殊な不法行為責任と解されている。また、自賠責保険で、填補されるのは、自動車保有者の損害及び運転者の損害であって、被害者の損害ではない（自賠法11条１項２項）。よって、自賠責保険は、損害賠償債務を弁済するものと性質決定せざるを得ず、損害算定の問題として処理することはできないものと考えられる。

労災保険給付の特徴は、使用者の災害補償義務という、極めて特殊な責任について、政府が労災保険によって保険給付の形式で行うという点にある。労災保険は、災害補償と同様、法定された各種の給付を行うものであって、使用者について、不法行為責任の成立を問題とするものでもないし、使用者の損害の填補を目的としているわけでもない[40]。労災保険と自賠責保険は、ともに、潜

[40] 最判平成元年４月27日民集43巻４号278頁は、「労働者の業務上の災害に関して損害賠償債務を負担した使用者は、右債務を履行しても、賠償された損害に対応する労災保険法に基づく給付請求権を代位取得することはできない」とい

在的な義務者を強制的に保険に加入させて、保険料を徴収し、これを財源に保険給付を行うこととしており、金銭の流れという意味では共通性を有しているといえよう。しかし、保険の目的や保険給付のあり方などは、大きく異なっており、法的な評価としては、両者は性質を異にすると判断せざるを得ないものと思われる。

よって、本判決の射程は、自賠責保険金には及ばない[41]。

7　残された課題

本判決は、労災保険の遺族補償年金の調整は、逸失利益等の消極損害の算定の問題であることを明らかにしたものということができる。大半の判例は、この説明で理解することが可能であるが、若干の判例との関係では、疑問がある。

損害賠償請求権が発生し、被害者等が労災年金等の受給権を取得したが、同時に、被害者に過失が認められる場合に、過失相殺後に年金等を控除するのか（相殺後控除説）、年金等を控除後に過失相殺を行うのか（相殺前控除説）という対立がある。遺族補償年金の調整を損害算定の問題と考えれば、相殺前控除説が自然であろう。しかし、最判平成元年４月11日民集43巻４号209頁（第三者行為災害、休業補償が問題となった事案。）は、相殺後控除説を採用している。同判決は、労災保険法12条の４は、「受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが相互補完の関係にあり、同一の事由による損害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかにしている」としている。これは、特定の損害費目内の損害と利益との間に相互補完性を認めるのではなく、損害賠償義務と保険給付義務という２つの義務の間に相互補完性があるとみて、請求権レベルで調整を行う趣旨と考えられる。被害者は、複数の請求権を有する場合、その一方の給付しか受けることができない（あるいは、多額の請求権を限度としてのみ給付を受けることができる。）と考えるのであれば、民法上、過失相殺後の損害額についてのみ賠償が認められている以上、相殺後控除説に

う。結局、使用者は、自ら労働者の損害を賠償しても、それについて、労災保険から給付を受けることはできない。

[41] 本判決の担当調査官も、「平成16年判決のうち自賠責保険金についての判断が何ら変更されたものではないことは明らか」という（尾島明「判批」ひろば68巻６号72頁）。

行き着くであろう。一方、本判決は、労災保険給付（遺族補償年金）と逸失利益等の消極損害とが、同性質かつ相互補完性を有すると述べている。これは、損害費目の中で、損害と利益を調整する趣旨である。本判決と、この平成元年最判は、異なる解釈に立脚するものと考えられる（なお、平成元年最判には、伊藤正己裁判官の反対意見がある。）。

もっとも、平成元年最判は、労災保険法12条の４の定める代位制度を前提に、労災保険給付と損害賠償義務を対置させている。この点、代位制度の有無を問わず、被害者（側）の利益については、一律に、損益相殺的な調整として、調整を図ることが、平成５年最大判以降の判例の態度である。そして、本判決によって、労災保険についての損益相殺的な調整が、損害算定の問題であることが明らかになったとすれば、平成元年最判の根拠は、二度の判例変更によって、完全に失われたといえるかもしれない。

＊　本判決の評釈として、尾島明・ひろば68巻６号66頁、神吉知郁子・法学教室419号47頁、仮屋篤子・新・判例解説 Watch17号87頁、河本毅・労務事情1309号６頁、島智久・共済と保険58巻９号23頁、鈴木和泉・季刊労働法252号（2016年春季）223頁、宗宮英俊・NBL1064号66頁、嵩さやか・別冊ジュリスト227号（社会保障判例百選・第５版）132頁、谷村武則・ジュリスト1481号60頁、中原太郎・判例セレクト2015［Ⅰ］20頁、中益陽子・ジュリスト1491号119頁、中村昭太郎・労働法令通信2392号20頁、夏井高人・判例自治392号107頁、西村健一郎・私法判例リマークス52号46頁、根本到・法学セミナー 733号99頁、松浦聖子・法学セミナー 732号112頁、松本克美・法律時報88巻５号146頁、三上安雄・労働経済判例速報2247号８頁、三木千穂・ひろば69巻２号62頁、山野嘉朗・損害保険研究78巻２号249頁、米村滋人・ジュリスト1492号（平成27年度重判）79頁、若林三奈・民商法雑誌151巻３号277頁がある。

＊＊　本研究は JSPS 科研費16K17016の助成を受けたものです。